

令和5年12月7日

会員薬局各位

一般社団法人広島市薬剤師会
会長 中野真豪

妊婦禁忌の新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに
調剤に関する注意喚起について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は本会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、11月14日に厚生労働省から発令されました標記の件につきまして、広島市健康福祉局より別紙の通り依頼がございました。

つきましては、内容をご確認の上、薬局での対応につきましてご留意・ご協力下さいます様お願い致します。

(公 印 省 略)
令 和 5 年 12 月 6 日

各 薬 局 管 理 者 様

広 島 市 長 松 井 一 實
(健康福祉局保健部健康推進課)

妊婦禁忌の新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに
調剤に関する注意喚起について（依頼）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本市の保健衛生行政の推進に御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部から令和5年11月14日付け事務連絡「妊婦禁忌の新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに調剤に関する合同声明文等の公表について（周知依頼）」（別紙）のとおり、当該合同声明文の周知に係る依頼及び服薬時における事前チェックリストなどの資材の活用に係る再度の依頼がありました。

つきましては、以下の1について情報提供いたしますとともに、2について御協力をお願いいたします。

1 合同声明文について（概要）

患者が妊娠可能年齢の女性である場合、本人から妊娠の可能性がないとの申告があっても完全には排除できるものではないことに留意いただくとともに、対象者への調剤等は慎重に判断いただきたいこと。

2 資材の活用について（抜粋）

- ・製造販売業者が周知している薬服用時の事前のチェックリスト及び処方された女性患者と家族向けの資材を活用していただきたいこと。
- ・資材が活用され、かつ患者から服薬の同意が得られている事例においても、処方時点では患者が妊娠の可能性に気付いておらず、服薬後に妊娠が判明する事例が複数報告されていることから、妊娠している可能性（前回月経後に性交渉を行った場合は妊娠している可能性があること等）について、入念に説明、確認を行っていただきたいこと。

担 当 : 保 健 予 防 係 岩 佐
電 話 : 082-504-2622
F A X : 082-504-2258

事務連絡
令和5年11月14日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省医薬局医薬安全対策課

妊婦禁忌の新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに調剤に関する
合同声明文等の公表について（周知依頼）

平素より新型コロナウイルス感染症対応に格段の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、一般社団法人日本感染症学会、公益社団法人日本化学療法学会及び公益社団法人日本産科婦人科学会（以下「関連学会」という。）並びに公益社団法人日本医師会及び公益社団法人日本薬剤師会により妊婦禁忌の新型コロナウイルス感染症治療薬の処方並びに調剤に関する合同声明文が別添1のとおり、関連学会により新型コロナウイルス感染症の治療を受けられる女性の患者さん向け合同声明文が別添2のとおり取りまとめられ、公表されました。つきましては、貴管下の医療機関及び薬局に、当該合同声明文を周知するとともに、以下についても、引き続き周知をお願いいたします。

- ・ 製造販売業者が周知している薬服用時の事前のチェックリスト及び処方された女性患者と家族向けの資材を活用すること
- ・ 資材が活用され、かつ患者から服薬の同意が得られている事例においても、処方時点では患者が妊娠の可能性に気付いておらず、服薬後に妊娠が判明する事例が複数報告されていることから、妊娠している可能性（前回月経後に性交渉を行った場合は妊娠している可能性があること等）について、入念に説明、確認を行うこと

別添 1

令和5年11月14日

新型コロナウイルス感染症の診療に携わる医療関係者各位

妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症治療薬の 処方並びに調剤に関する合同声明文

妊婦にとって禁忌とされる新型コロナウイルス感染症の治療薬が処方・調剤され、その後に本人が妊娠していることが判明した事例が多数報告されています。その結果、実際に薬を服用した患者は大変に大きな不安を抱えて妊娠と向き合うこととなっています。

これらの事例の多くは、医師の問診に対するご本人による申告や処方前に用いられるチェックリストによる確認を通じて、処方について問題ないと判断されていました。また、処方箋が薬局に持ち込まれた際の、薬局薬剤師による聞き取りやチェックリストによる確認の際にも、調剤について問題ないと判断されていましたが、結果として、妊婦への処方・調剤事例となっています。

新型コロナウイルス感染症の治療薬を処方される医師並びに調剤される薬剤師の方々においては、妊娠可能年齢の女性である場合、ご本人への問診の結果、妊娠の可能性がないと申告されても完全には排除できるものではないということに是非ご留意頂きたく思います。そのうえで、患者さんに丁寧な説明を行うとともに、妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症の治療薬を妊娠可能な世代の女性の患者さんに処方あるいは調剤するかどうかについて、くれぐれも慎重にご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

一般社団法人 日本感染症学会 理事長 長谷川直樹

公益社団法人 日本化学療法学会 理事長 松本哲哉

公益社団法人日本産科婦人科学会 理事長 加藤聖子

公益社団法人日本医師会 松本吉郎

公益社団法人日本薬剤師会 山本信夫

別添2

令和5年11月14日

新型コロナウイルス感染症の治療を受けられる女性の患者さんへ
お薬を飲むまえに、もう一度確認を！

妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症治療薬について

新型コロナウイルス感染症と診断されたみなさんに安心して治療を受けていただくために、妊婦にとって禁忌とされている新型コロナウイルス感染症治療薬についてお伝えしたいことがあります。

動物における実験で胎児に奇形を起こすことが確認されたため、妊婦にとっては禁忌である（使用してはならない）新型コロナウイルス感染症の治療薬を服用したあとに、妊娠していることが判明した事例が多数報告されています。これらの事例では、医師の問診に対する患者さんの申告や処方前に用いられるチェックリストによる確認を踏まえ、処方は可能と判断されていました。また、その処方箋が薬局に持ち込まれた際にも、調剤前に薬局薬剤師による聞き取りやチェックリストによる確認を通じて、調剤について問題ないと判断されていました。

しかしながら、内服した後に妊娠がわかった場合には、大きな不安や葛藤を抱えて妊娠と向き合うこととなってしまっています。

新型コロナウイルス感染症に罹患され、そのお薬を内服したいというお気持ちもあると思いますが、あとでつらい思いをすることがないように、妊娠可能な世代の女性の患者さんにおかれましては、問診や調剤前、チェックリスト使用の時には妊娠の可能性はない、と申告されたとしても、内服前には、もう一度、最近数ヶ月間のことをよく思い出し、妊娠の可能性につき、思い当たる節がある場合には内服を控えるようにしてください。その場合には、お薬を保管しないで、ご自身で破棄するか、薬剤師に戻してください。

一般社団法人 日本感染症学会 理事長 長谷川直樹

公益社団法人 日本化学療法学会 理事長 松本哲哉

公益社団法人日本産科婦人科学会 理事長 加藤聖子